

教育訓練を実施する事業主の方へ

雇用調整助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業および教育訓練により労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものです。

雇用調整助成金の特例拡充のお知らせ（教育訓練関係）

今般の新型コロナウイルスの影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の拡充により、教育訓練について以下の通り要件を緩和しております。

教育訓練に関する特例措置の内容

1 緊急対応期間中に教育訓練を行った場合の助成率と加算額を以下の通り引き上げます。

助成率	中小企業：2/3 大企業：1/2	➡	中小企業：4/5（解雇等を行わない場合は9/10） 大企業：2/3（解雇等を行わない場合は3/4）
加算額	1,200円（1日）	➡	中小企業：2,400円（1日） 大企業：1,800円（1日）

（※）緊急対応期間は令和2年4月1日から6月30日までです。

2 対象となる教育訓練の範囲を拡大します。

新型コロナウイルスの影響に伴う特例の拡充により、緊急対応期間内では、通常の雇用調整助成金では助成対象外となる、以下のような教育訓練が支給対象となります。

- ・ 自宅などで行う学習形態の訓練
（片方向受講・双方向受講いずれも可。サテライトオフィスなどでの受講も認められます。）
- ・ 職業、職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となる訓練
（例：接遇・マナー研修、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修）
- ・ 繰り返しの教育訓練が必要なものについて、過去に行った教育訓練を同一の労働者に実施する訓練（※同一の対象期間における再訓練は認められません。）
- ・ その企業において通常の教育カリキュラムに位置づけられている訓練
（自宅などで実施するなど、**通常と異なる形態で実施する場合**に限ります。）
- ・ 自社職員である指導員による訓練（**当該指導員が一般的に教育的立場にあり、一定程度の知識、実務経験を有すること**、および自宅などでインターネットなどを用いた双方向での訓練を実施するなど、**通常と異なる形態で実施することが必要です。**）

3 教育訓練実施日は就労不可でしたが、半日訓練半日就業が可能になります。

具体的な活用例

○タクシー運転手や宿泊業の労働者に対する、業務上必要な教養以上の英会話研修

○新入社員に対して、自宅でインターネットを活用する形で実施する新人研修

よくあるQ&A

1	Q.助成対象となる教育訓練とは、どのようなものを指すのですか。 助成対象となる教育訓練は、 職業に関する知識、技能、技術の習得や向上を目的とするものであることが必要 です。
2	Q.片方向研修、双方向研修とはどのような研修でしょうか。 片方向研修：テレビのように、講師が一方向的に情報を発信する研修を指します。 双方向研修：講師と受講生が互いにコミュニケーションが行える研修を指します。
3	Q.半日訓練とはどのような訓練でしょうか。 A. 3時間～1日の所定労働時間未満の教育訓練を指します。
4	Q.加算額は教育訓練の時間及び日数により変わるのでしょうか。 A.加算額は、助成金の対象となる教育訓練の日数（半日訓練の場合は0.5日）に1,800円（中小企業は2,400円）を乗じた額となります。
5	Q.教育訓練の内容を提出する必要はありますか。 A.実施主体※、対象者、科目、カリキュラムおよび期間を確認できる書類が必要です。また、実施後に各受講者の受講を証明する書類（受講者レポートなど）提出していただきます。（※実施主体：事業主、研修講師など）
6	Q.半日訓練を2度実施した場合は、1日として数えるのでしょうか。 A.2度半日訓練を実施した結果、1日の所定労働時間に達した場合は1日として数えます。

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）及びハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金

検索



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク